

島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

策定の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

基本理念

島根は、豊かな自然、古き文化・歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会、そして勤勉な県民性など、多くの強みを有しており、こうした強みを生かし「子育てしやすく、活力ある地方の先進県しまね」を島根の将来像として目指しています。

これを実現するには、次世代を担う人材の育成が重要で、教育の役割は非常に大きく、学校・家庭・地域・行政が連携しながら、児童・生徒の発達段階に応じて、しまねの教育に取り組んでいくことが大切です。

しまねの豊かな自然の中で、豊かな心を持ち、ふるさとしまねを愛し、夢や希望に向かって挑戦できる人

地域の課題や、その解決策を学ぶことで地域に貢献しようとする人

I T技術の飛躍的進歩により、世界のどこにいてもビジネスが可能な時代になる中で、読書等を通じて社会の大きな動きを知り、変化に対応できる人

こうした人づくりに取り組んでいきます。

こうした考えのもと、知事部局と教育委員会が地方創生を見据えた教育の振興や人材の育成に関し意思の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきます。

基本方針

1 教育の充実

学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

(1) 発達段階に応じた教育の振興

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進し、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

(2) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

(3) 青少年の健全な育成の振興

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

(4) 高等教育の充実

自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

2 多彩な県民活動の推進

県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 生涯を通じた学習の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

(2) スポーツの振興

県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりや、国際大会や全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

(3) 文化芸術の振興

広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

3 人権の尊重と相互理解の推進

県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

(1) 人権施策の推進

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

(2) 国際化と多文化共生の推進

- ・国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解し合い、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
- ・国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

4 文化・歴史の保全と活用

島根の文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。

(1) 文化財の保存・継承と活用

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

5 子育て支援の充実

若い世代が島根で、結婚し、子どもを産み育てることができるよう環境を整備し、誰もが子育てしやすいと実感できる島根を目指します。

(1) 子育て環境の充実

子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

(2) 子育て福祉の充実

保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立支援を進めます。